

---

○ 議事日程（第4号）

- 1 議案第37号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第4号）
- 2 議案第38号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 3 議案第39号 令和4年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 4 議案第40号 令和4年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第1号）
- 5 議案第41号 令和3年度山ノ内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 6 議案第42号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第43号 職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 8 認定第1号 令和3年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第2号 令和3年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 認定第3号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
- 11 認定第4号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第5号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 13 認定第6号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計決算の認定について
- 14 認定第7号 令和3年度山ノ内町農業集落排水事業会計決算の認定について
- 15 認定第8号 令和3年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について

---

○ 本日の会議に付した事件……………議事日程に同じ

---

○ 出席議員次のおり（13名）

1番	塚田一男君	8番	渡辺正男君
2番	湯本るり子君	9番	山本光俊君
3番	白鳥金次君	10番	西宗亮君
4番	山本岩雄君	11番	小林克彦君
5番	湯本晴彦君	12番	徳竹栄子君
6番	布施谷裕泉君	13番	高山祐一君
7番	高田佳久君		

---

○ 欠席議員次のおり（なし）

---

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 古幡哲也 議事係長 田村英則

---

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	竹節義孝君	副町長	増田隆志君
教育長	柴草隆君	会計管理者	小林一夫君
総務課長	小林広行君	税務課長	常田和男君
健康福祉課長	大塚健治君	農林課長	宮崎弘之君
観光商工課長	湯本義則君	建設水道課長	山本和幸君
教育次長	小林元広君	消防課長	湯本睦夫君
危機管理課長	町田昭彦君		

---

(開 議)

(午前10時00分)

議長(高山祐一君) おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

---

議長(高山祐一君) 本日は日程に従い、議案の審議を行います。

これより議案の審議に入ります。

---

- 1 議案第37号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算(第4号)
- 2 議案第38号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 3 議案第39号 令和4年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 4 議案第40号 令和4年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第1号)

議長(高山祐一君) 日程第1 議案第37号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算(第4号)

から日程第4 議案第40号 令和4年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第1号)までの4議案を一括上程し、議題とします。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第37号について質疑を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し、1つずつ行ってください。以後の議案についても同様とします。

7番 高田佳久君。

7番(高田佳久君) 7番 高田佳久です。

1件、お願いいたします。

15ページになります。農林水産業費の林業振興費の関係なんですけれども、今回、森林環境譲与税の関係をかなり活用していただきたいということで、県から指導というか指示があったということで、今回フル活用する形になっていますので、もう積立金に積まず全額予算化されているというような形だったんですけれども、当初予算から含めて、この環境譲与税の関係をトータルで幾ら使うのかということと、あと基金の残高が予算ベースでどのくらいになるかということをお聞かせください。

議長(高山祐一君) 農林課長。

農林課長(宮崎弘之君) お答えします。

森林環境譲与税に関しましては、当初の案で森林環境譲与税のほうは、森林経営管理基金のほうへ積み上げるという予定でおりました。

森林環境譲与税が、新聞報道でもありますが、有効に使われていないということから、積極的に利用を進めるようにというご指導等がありました。

当初でございますが、森林環境譲与税の当初の歳入予定が1,750万円でございます。それを、当初基金のほうへ全額積み立てるという案でおりました。

また、基金の方から1,184万8,000円を取り崩しまして、森林整備による防災・減災の関係で400万円、それから、森林づくり推進支援金に関する事業でございます。そちらは森林づくりの事業の補助金でございます。造林団地の作業のためのかさ上げ補助ということで、森林組合に出す予定の予算を組んでおまして、784万8,000円でございます。

それを今回、9月の補正予算の今回のもので組み直しまして、譲与税のほうが現在の交付予定が1,756万円ということで、6万円ほど当初よりも収入のほうを上げております。

歳出のほうであります。当初、森林経営管理基金のほうを取り崩す予定のものを変更いたしまして、取崩しの予定を507万円といたしました。その事業内容といたしましては、今後、造林の関係の団地化をいたします。佐野地区の安南平団地の境界明確化の事前調査のために507万円の予算を組ませていただいております。

これによりまして、充当財源の組替え等がありまして、森林経営管理基金からの繰出しのほう677万8,000円ほど減になっております。

歳出のほうでございますが、1,756万円の予算を交付税でございますので、こちらのほうが一般林業事業費のほうで、安南平経営団地内の作業路の整備を事前にして、森林内に入るための道路整備をする予定でございます。こちらは現在、重機借り上げとなっております。

次ですが、森林づくり事業補助金、当初の予算では、経営管理基金のほうから森林組合に対してのかさ上げ分ということで、784万8,000円であったものをこちらの環境譲与税のほうからの支出としております。

次ですが、町単林道整備の中の林道笠ヶ岳線のトンネル付近のトンネルと落石対策の測量設計で556万円を計上させていただいております。

次ですが、林道倉下線の路面沈下に対する測量設計、林道丸山中津川線の道路修繕で275万円、林道丸山中津川線の側溝修繕工事で31万円です。

また、風倒木等の林道の風倒木の除去等で34万2,000円となっております。こちらのほうで1,756万円となります。

また、基金の現在高ですが、令和3年度末の現在高ですが、2,412万4,000円ほどとなっております。

以上です。

**議長（高山祐一君）** 7番 高田佳久君。

**7番（高田佳久君）** 詳細も含めてご説明いただいております。

総額で、基金と譲与税を使って総額で幾らの事業になっているかということ、今年度の予算ベースでの基金残高をちょっとお聞かせ願いたいということで、先ほどご質問させていただいたんですけども、お願いいたします。

**議長（高山祐一君）** 農林課長。

農林課長（宮崎弘之君） お答えします。

本年度の基金残高、すみません、本年度の、これで取崩しを行いまして、本年度の残高とい  
たしまして1,905万円ほどになります。

以上です。

議長（高山祐一君） 総額。

農林課長（宮崎弘之君） 総事業費ですか、今回の総事業費。すみません。

議長（高山祐一君） ここで答弁整理のため暫時休憩します。

（休 憩）

（午前10時09分）

---

（再 開）

（午前10時10分）

議長（高山祐一君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

---

農林課長（宮崎弘之君） 失礼いたしました。2,263万円ほどとなります。

以上です。

議長（高山祐一君） いいですか。

5番 湯本晴彦君。

5番（湯本晴彦君） 5番 湯本晴彦です。

1点、お願いします。

16ページ商工費ですけれども、商工振興費で、おもてなし得得クーポン券事業ということで  
上がっておりますけれども、予定としていつからなのか。そしてまた、誰が誰に販売する形な  
のか。2,000円の券が2万冊とかという形だったと思うんですが、それはどういう販売に、金  
額的に2,000円のままの販売なのか、その辺を教えていただければと思います。

議長（高山祐一君） 観光商工課長。

観光商工課長（湯本義則君） おはようございます。

おもてなし得得クーポン券の発行に関するご質問ですけれども、まず事業の総体的な概要な  
んですが、あくまでも町内の宿泊施設に宿泊した観光客に販売するという内容です。それで、  
町内の観光施設や飲食店等で利用できる購入価格に対し、付加価値、プレミアムをつけたクー  
ポン券の発行でございます。

クーポン券の構成なんですけれども、500円券が4枚で1セットですので2,000円、これを2  
万冊作成、販売の予定です。1冊2,000円なんですけど、その販売は500円で販売します。この販  
売は、宿泊施設が販売していただきますので、販売した500円は販売手数料として、宿泊施設  
の売上げになります。

クーポン券のほうは2,000円で、1人2セットまでの販売ということで、1,000円で4,000円  
が買えるということで、最大のプレミアムが3,000円つくという内容でございます。

販売各社は先ほど言いましたとおり、町内の宿泊施設で観光連盟さんを通じて配布を行いま

す。

それで、利用施設については登録店舗を募りまして、観光施設、飲食店、土産物屋さん等です。あと宿泊施設内のレストランの利用、あと宿泊施設内にある売店の利用もそのクーポン券は可能と。ただし、宿泊料金、宿泊代への充当は、支払いには利用できないこととします。

時期ですけれども、一応12月1日の販売開始を目標としまして、3月いっぱいまで使用できるという内容で現在検討しております。

以上です。

**議長（高山祐一君）** 11番 小林克彦君。

**11番（小林克彦君）** 先ほどの林業費の関係で、森林譲与税の話が出てきましたんで、本当は、これは、予算で伺ったほうがよかったと思うんですけれども、国は森林譲与税は2年後ですかね、国民から1人当たり1,000円徴収すると、これは災害の復興税と交代するので、実質的に国民の負担増にはならないというふうな話をしているんですが、そうすると、この森林譲与税の交付金の対象の算定方法はどういう形でくるのか、報道等によると管理すべき山林がない市町村まで交付になっているということで、もらったけれども困っているというような話もあるんですけれども、これはどういう配布方法で交付になるのかお願いします。

**議長（高山祐一君）** 農林課長。

**農林課長（宮崎弘之君）** お答えします。

森林環境譲与税の計算方法でございますが、譲与基準で市町村分に関しましては、私有林の人工林面積が50%、林業就業者数が20%、人口分が30%となって、以上で100%という計算方法とのことです。

以上です。

**議長（高山祐一君）** 10番 西宗亮君。

**10番（西 宗亮君）** 1点、お願いします。

19ページ最下段の土木費について、このところで43万9,000円補正ということでもって、空家等緊急安全措置というふうに記されておりますが、この内容はどんなような内容でございましょうか、お尋ねします。

**議長（高山祐一君）** 建設水道課長。

**建設水道課長（山本和幸君）** お答えします。

令和3年度において、豪雪により、下の住宅のほうに雪崩みたいに雪が崩れ落ちて危険な状態になっている空家について、令和3年度緊急安全措置を取ったんですけれども、またここへ来て、かなり危険な状態になっているということで、これ以上危険な状態が周りに及ばないようにするための措置を取る必要があるということから、この補正で上げさせていただきました。

以上でございます。

**議長（高山祐一君）** 10番 西宗亮君。

10番（西 宗亮君） 豪雪によるということなんですけれども、地区は山ノ内のどっちのほうの地区になりますか。

議長（高山祐一君） 建設水道課長。

建設水道課長（山本和幸君） 裏落合地区です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） 4点、お願いいたします。

最初に11ページ、企画費の克雪対策の小型除雪機購入費補助追加、前回新規で150万、今回150万追加ということで、素早い対応でとてもいいなと思うんですが、予算に不足が生じた場合の増額補正というのは、一部ではなくじ引になる補助がありますと、私、ちょっとしつこいかもしれないですけども、そういった補助と今回のこういうものに対して、片方は予算の範囲内でくじ引で決める。今回のこれは足りなければ補正する。

これ、要綱つくったりする場合とか、内規的に足りなかったら補正していい、足りなかったらくじ引、どこかで内規や要綱で決めているんですか。その担当者の個人の判断なのか、その辺、聞きたいと思います。

議長（高山祐一君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えいたします。

こういった補助の関係につきましては、それぞれ所管課がありますので、その所管課の中で検討いただいて、理事者と相談しながら決めていくという形になります。

今回の小型除雪機の関係につきましては、先ほど議員もおっしゃったとおり、初めて導入した補助事業でございます。10件の予定がもう既に10件になっているということから、これから冬を迎えて、本当にもう除雪機が必要になってくる方に、もし、その補助金が渡らないということになりますと、生活をしていく上で非常に困難になってくると。これが、イコール死活問題と言いますか、そういった形にもなってくるおそれがあるということで、10件の補正をさせていただいたものでございます。

そのほかの補助金については、こういった補助金のことを言われるのか、ちょっと分かりませんが、その緊急性、重要性そういったものを勘案して、くじ引になっているんじゃないかなというふうには考えております。あともちろん、予算上の問題もあろうかと思えます。

以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） 担当課のほうでというのは、最終的には理事者の皆さんの判断もあるんでしょうけれども、これ担当が替わったら考え方とか対応も変わるということなのか、そのちゃんとした基準とか根拠というのは示していないということなんですか。

議長（高山祐一君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、この分については全て補助金を補正でつけます、この分についてはつけませんくじ引です、という基準はございません。

担当が勝手にやっているのかというのも、それは違うと思います。やはり、予算を執行していく中で、町の長の権限において、その緊急性と、先ほど申し上げましたけれども、緊急性とか必要性とかそういったものを考えて、予算が今どのぐらいつけても対応できるかということも総合的に判断して、決定をしていくということですので、担当によって、全然補助金の補正とかそういったものが変わってきますよということではないというのは承知をいただきたいと思います。

以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） 緊急性の低いものはくじ引ということで理解しました。

それでは、2つ目ですが、15ページ耕地事業費控除経費のどんぐりの森公園55万円ですが、ドッグランの新設ということでお聞きしましたが、今現在あるところ、それに対して、今回新設というような話だったんですが、どの場所にどんなふうに造られる予定なんですか。

議長（高山祐一君） 農林課長。

農林課長（宮崎弘之君） お答えします。

今回のドッグランに関しましては、上の芝生グラウンドに入る手前に、モミの木の下にちょっと広い場所がございます。植樹祭を行った標柱の立っている場所ですね。ファームポンドの下段です。そこのところに10メートル掛ける12メートルぐらいのものにする予定であります。

以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） 2か所になるということで、理解していいのかな。

議長（高山祐一君） 農林課長。

農林課長（宮崎弘之君） お答えします。

現在あるもののほかに増設をいたします。利用者がちょうど、時間帯としてぶつかることがありますし、中でトラブルが発生してはいけませんので、ここで増設をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） では、3点目ですけれども、19ページ公園費の工事請負費1,000万円、社会体の解体工事ですけれども、起債のほうでも補正ありましたけれども、安全対策その他あるんですが、アスベストという話が出ていたんですが、私も体育館を使用停止にするときに、専門家の皆さんと中に入って、隋分見させていただいたんですけれども、アスベストというのは確認できなかったような気がするんです、当時ね。どんな形で、どこにこのアスベストというのは使われていたんですかね。



議長（高山祐一君） 建設水道課長。

建設水道課長（山本和幸君） お答えします。

機械室の配管部に見つかったということで、設計段階では確認できなかったものでございます。

以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） 理解しました。

4点目ですが、21ページ教育費、保健体育総務費のスポーツ推進計画ですが、来年度に向けて新しい計画をつくられるんですが、計画策定について、委員会の委員さんを招集して委員会を開くわけですが、何回ぐらい開いてどんな内容になるのか。

また、この5年間で実績だとか到達点だとか、住民の皆さんの満足度とか、あるいはアンケート調査等、そんなようなことの、どんな形でこれから先のスポーツ推進計画をつくっていくのか、前提となる進め方です、それについてお願いしたいと思います。

議長（高山祐一君） 教育次長。

教育次長（小林元広君） お答えいたします。

スポーツ推進計画でございますが、現計画が本年度で切れるということで、次年度からの5年間の計画ということでございます。

前回、一次の計画も見させていただいているんですが、基本的には、その策定方針を踏襲してということなんですが、ここで、今月の定例教育委員会のほうで策定委員さんの人選を協議いたしまして、認めていただく予定です。

そして、10月からになるかと思うんですが、一応、素案のほうを策定しまして協議、今のところ、前回も3回ほど策定委員さんに協議いただいたという経過見ておりますが、そういうことで、まだ素案はまとめてはいないんですが、これから進めていきたいと思っております。

いずれにしても、前回の計画、それから国・県の計画等も参照しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（高山祐一君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第37号を採決します。

議案第37号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

**議長（高山祐一君）** 起立全員です。

したがって、議案第37号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

議案第38号について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（高山祐一君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（高山祐一君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第38号を採決します。

議案第38号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

**議長（高山祐一君）** 起立全員です。

したがって、議案第38号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

議案第39号について質疑を行います。

8番 渡辺正男君。

**8番（渡辺正男君）** 1点、お願いします。

8ページの償還金の部分です。償還金というのか返還金ですね。過年度の調整ということで、実績に応じてもらい過ぎた分を返還するということだと思うんですが、県の関係とか国、それから支払交付金への返金があって、全体3,000万ということでかなり大きい額なんですけど、町が負担するルール分について、この辺はどういうふうに調整されているんでしょうかね。

介護保険の保険給付費全体の中で町負担分もあって、ほかは、だから減額で返還金するんですが、町に返すというような考え方、例えばもらい過ぎにはなっていないから補正がないのか、その辺のちょっと整合性というか、どんなふうに補正というのは調製されているのか、その辺についてお願いしたいと思います。

**議長（高山祐一君）** 健康福祉課長。

**健康福祉課長（大塚健治君）** お答えいたします。

町の部分につきましては、最終の補正で調整をさせていただいているというふうなことでございます。国・県、支払基金につきましては、実績報告が確定していかないと金額が出てまいりません。

また、支払いを、償還をする年度も翌年度ということになりますので、その当該年度に予算化をするということでもありますので、今回、実績報告に併せて繰越金の中で調整をさせていただくというふうにございます。

以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） 町負担分については、だから最終補正の段階で調整ができるということですね。ということは、例えば想定して、国からも支払基金からも大分、今年度はもらい過ぎているなどというのは、感度として分かるわけですね。だから、1年後なり過年度の返還金というのは、かなりの額が想定されるなどというのは、最終補正をした段階ではある程度は分かっているということよろしいですか。

議長（高山祐一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

ある程度の感度で、想定される内容になっております。ですので、その段階で繰越金を調整しまして、その中で、次回の補正の中で予算化をしていくというふうな事務処理になってございます。

以上です。

議長（高山祐一君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第39号を採決します。

議案第39号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第39号 令和4年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

議案第40号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第40号を採決します。

議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第40号 令和4年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第1号）は原案のと

おり可決されました。

---

#### 5 議案第41号 令和3年度山ノ内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議長（高山祐一君） 日程第5 議案第41号 令和3年度山ノ内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを上程し、議題とします。

これより、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第41号を採決します。

議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第41号 令和3年度山ノ内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

---

#### 6 議案第42号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（高山祐一君） 日程第6 議案第42号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

質疑を行います。

11番 小林克彦君。

11番（小林克彦君） 1点、お願いします。

標準税率にすることによって、実質的な減額になる、減収になる金額を教えてください。

議長（高山祐一君） 税務課長。

税務課長（常田和男君） お答えします。

税収がどのくらい減収になるかというご質問でよろしかったでしょうか。ちょっとよく聞き取れなくてすみません。

議長（高山祐一君） もう一度。小林議員すみません。

11番（小林克彦君） 標準税率によることによって、今までは、制限税率だったんですけれども、当然8.4から6になるわけですから、かかる率が下がるわけですから、この2.4%分が減額になるわけですよ。その金額を教えてください。

議長（高山祐一君） 税務課長。

税務課長（常田和男君） お答えします。

大変失礼しました。令和3年度ベースなのですが、令和3年度8.4%で法人税割を頂いておりますが、それが6%に標準税率になった場合に、約600万円税収が減るという計算となります。

以上です。

議長（高山祐一君） いいですか。

ほかにありますか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条の規定によって、議案第42号を総務産業常任委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号を総務産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

審査の結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって、本会期中に報告できるようお願いします。

---

## 7 議案第43号 職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定について

議長（高山祐一君） 日程第7 議案第43号 職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条の規定によって、議案第43号を総務産業常任委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号を総務産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

審査の結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって、本会期中に報告できるようお願いします。

---

## 8 認定第1号 令和3年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について

## 9 認定第2号 令和3年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について

## 10 認定第3号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）

## 歳入歳出決算の認定について

- 1 1 認定第 4 号 令和 3 年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1 2 認定第 5 号 令和 3 年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1 3 認定第 6 号 令和 3 年度山ノ内町公共下水道事業会計決算の認定について
- 1 4 認定第 7 号 令和 3 年度山ノ内町農業集落排水事業会計決算の認定について
- 1 5 認定第 8 号 令和 3 年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について

議長（高山祐一君） 日程第 8 認定第 1 号 令和 3 年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 15 認定第 8 号 令和 3 年度山ノ内町水道事業会計決算の認定についてまでの 8 議案を一括上程し、議題とします。

以上 8 件について、これより質疑を行います。

認定第 1 号について質疑を行います。

11 番 小林克彦君。

- 1 1 番（小林克彦君） 認定第 1 号 一般会計、決算書の 125 ページ 12 節委託料、空家等緊急安全措置 81 万 4,000 円。

先ほども、令和 4 年の補正というので出てまいりましたが、条例をつくったのが令和 3 年 12 月 14 日です、町の条例が。これに基づいて 12 月以降にされたもの。それから、先ほど質疑ありましたが、令和 4 年についてこれからやるというのがあるんですが、これは、条例でいうところのどこに該当して、町が直接行うことができたのか、それをまず教えてください。

議長（高山祐一君） 建設水道課長。

建設水道課長（山本和幸君） お答えします。

議員がおっしゃるとおり条例を可決していただきまして、早速、2 月に対応した案件でございますけれども、根拠としましては、当条例第 6 条、緊急安全措置、町長は空家等が管理不全な状態であり住民等に危険が及ぶことを回避するため、緊急を要すると認めるときは、必要な最低限度の措置を取ることができるに基づいて対応させていただきました。

以上です。

議長（高山祐一君） 11 番 小林克彦君。

- 1 1 番（小林克彦君） そうしますと、この場合、前かな後かな、所有者もしくは管理人にまず前提として、告知をしたり、それから命令をしたりしても、本法も含めてやらない場合は、行政がやりなさいということになっているんですが、これはその部分ではどういう事案なんですか。

議長（高山祐一君） 建設水道課長。

建設水道課長（山本和幸君） お答えします。

建物につきましては、登記をされておきませんので、今、所有者の確定できないという状況の案件でございます。そのために土地の所有者に対して郵便の配達証明を発送して対応依頼を

しておりましたが、音沙汰なしということでございました。

以上です。

**議長（高山祐一君）** 11番 小林克彦君。

**11番（小林克彦君）** そうしますと、今回ののはあくまでも緊急措置ということですので、特に北部地区のもの、建物については非常に危険です。多少のガードしたぐらいでは、下のお宅へもろに突っ込むか、柱やなんかが入り込むという危険が感じられるわけですが、そうすると、この先の行政代執行をしても、今の話ですと求償先がないということになるんだろうと思います。これについては、それ以上言うと一般質問になっちゃうんでそれは後にして、この先のは、どういうふうに向うか、それだけ教えてください。

**議長（高山祐一君）** 建設水道課長。

**建設水道課長（山本和幸君）** お答えします。

この先につきましては、確かに代執行がいいのか、あるいは不在者財産管理人制度を使うの  
がいいのか、いずれにしても、費用の請求をしたところに入ってくる見込みがないという  
案件でございますので、そこら辺は慎重に、なるべく町の財政に対して、影響が出ないよう  
な方法で対応していきたいふうを考えておりますけれども、現時点では、代執行なのか財産管理  
人制度を使うのかについては、結論はまだ出ておりません。

以上です。

**議長（高山祐一君）** ほかにありませんか。

2番 湯本るり子君。

**2番（湯本るり子君）** 湯本るり子です。

決算書の41ページに、この頃、一般質問でもちょっと関係するんですけども、ほなみ保育  
園のソーラー発電のことで、ここに売電料ということで書かれているんですけども、これは  
ほなみ保育園で電気料を引いたその差額なのか、売電料全額なのか、その辺をちょっと教えて  
ください。

**議長（高山祐一君）** 健康福祉課長。

**健康福祉課長（大塚健治君）** お答えいたします。

こちらは、電力会社から売った電力の金額を頂いたものでありまして、使ったものについ  
ては、別にお支払いをしているということでもあります。差引きはありません。

以上です。

**議長（高山祐一君）** 2番 湯本るり子君。

**2番（湯本るり子君）** すみません。使った電気代はここでお伺いしてもいいんでしょうか。

**議長（高山祐一君）** 健康福祉課長。

**健康福祉課長（大塚健治君）** お答えいたします。

5つの保育園を合計した電気料しか決算書に載ってございませんので、ほなみ保育園単  
独の電気料金の資料は現在持ち合わせておりませんので、お答えができません。

以上です。

議長（高山祐一君） いいですか。

2番 湯本るり子君。

2番（湯本るり子君） 分かりました。

それで、ちょっとソーラーにこだわってあれなんですけれども、58ページのところに町の建物の光熱水費ということで558万。これが光熱水費で水道料と電気代の区分けというか、それは分かるのでしょうか。

議長（高山祐一君） すみません。ページとそれから、款、項ちょっと教えてもらって。

2番（湯本るり子君） すみません。7款ですか、財産管理費のところ、53ページですね。すみません。

議長（高山祐一君） すみません。もう一回質問お願いします。

2番（湯本るり子君） すみません。ほなみ保育園のソーラーに関係すると思って、光熱水費が558万2,118円とあるんですけれども、光熱ということで一緒になっているんですが、水道料と電気代を分けると電気代をほなみのようにソーラーで賄う方法があるんじゃないかと思っていて、ちょっとお聞きしたいと思って。

議長（高山祐一君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えいたします。

光熱水費の内訳は今、資料としてお持ちしておりませんが、内容は上下水道とガスと電気ということになりますので、割合とすれば、電気料の割合が高いのかなということは想像できますけれども、具体的な金額はお持ちしておりませんので、お答えできませんが、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（高山祐一君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑を終わります。

認定第2号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

認定第3号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

認定第4号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

認定第5号について質疑を行います。



(発言する者なし)

**議長（高山祐一君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

認定第6号について質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長（高山祐一君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

認定第7号について質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長（高山祐一君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

認定第8号について質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長（高山祐一君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、令和3年度 決算認定8件の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決算認定8件につきましては、会議規則第39条の規定によって、予算決算審査委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長（高山祐一君）** 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件を予算決算審査委員会に審査を付託することに決定しました。

予算決算審査委員長以下委員各位には、ご苦労さまですが、十分審議を尽くしていただき的確な審査をお願いします。

審査の結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって、本会期中に報告できるようお願いします。

なお、決算審査の日程はお手元に配付のとおり予定しておりますので、ご確認願います。

正副委員長、各部会長におかれましては、審査が的確かつ迅速に進められますよう、審査日程に基づき、あらかじめ関係各課と十分打合せの上、審査をお願いいたします。

---

**議長（高山祐一君）** 以上をもって、本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉議し散会します。

大変ご苦労さまでした。

(散 会)

(午前10時46分)